別記様式第二十三号中「７㎝四方」を「６㎝四方」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省令第十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律百四十七号）第八条第一項及び第十三条から第十四条の二までの規定を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣　萩生田光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七十四条　［略］	**第七十四条**　［同上］
2　前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの年月日を含む。）、授与条件並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認める事項を記載しなければならない。	2　前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの年月日を含む。）及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならない。
第七十四条の二　免許法第十三条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一　氏名 二　本籍地 三　免許状の種類 四　授与権者 五　免許状授与年月日 六　免許状の番号 七　失効又は取上げの年月日 八　失効又は取上げの事由（免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長若しくは教頭に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。） イ　十八歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント	［条を加える。］